

## 太宰府市携帯基地局設置条例

### 市議が制定を提案

#### 「市の紛争防止策不十分」

30日開会の太宰府市議会に「市携帯電話中継基地局の設置等に関する条例」案が議員提案された。市は「住民紛争等の防止に向けた実施方針」を7月に作成したが、「具体的手続

めの理由。市は「国が義務化していないものを条例で定めるのはいかがなものか」と消極的で、議会がどう判断するか注目される。

市の実施方針は①市は周辺住民と事業者との紛争の防止、調整に努める②事業者は説明を求められた場合、説明会を開き、誠意をもって解決にあたる――という簡素なもの。市は「国の電波防護指針値を超えない強さの電波で、健康に悪影響を及ぼす証拠は認められない」としている。

市内には約1330の電磁環境研究推進委員会の報告書(07年4月)は「現時点では電波防護指針値を超えない強さの電波で、健康に悪影響を及ぼす証拠は認められない」としてい

がある以上、実施方針を定めて対応していく」と話している。電磁波の健康影響について、総務省の生体電磁環境研究推進委員会の報告書(07年4月)では「安心安全の見地に基づく携帯電話中継基地局設置の適正化に

(累積1640時間)  
使用した場合は脳腫瘍のリスクが大きくなることを認めた。

基地局がある。小学校近くでの建設が問題となり、昨年12月議会では「安心安全の見地に基づく携帯電話中継基地局設置の適正化に

（勝野昭龍）

きや結果に対する責任など記述がなく、紛争防止には不十分」というのが条例制定を求

樹市議。条例は、紛争防止のため①着工60日前までに事業計画書を提出②40日前までに住民説明会を開き、住民